

平成 22 年 9 月 22 日

各 位

会社名 日清医療食品株式会社
代表者 代表取締役社長 村田 清 和
(JASDAQ・コード 4315)
問合せ先 取締役総務本部長 丹野 譲 二
TEL 03-3287-3611

臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日平成22年9月22日開催の取締役会において、平成22年11月下旬開催予定の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。本臨時株主総会と併せて「本株主総会」と総称します。)に係る基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本株主総会招集のための基準日設定について

当社は、本株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成22年10月13日(水曜日)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、本株主総会において議決権を行使することができる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

なお、当社は、本株主総会を平成22年8月16日に開始された株式会社ティ・エフ・ダブリュによる当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が成立した場合にのみ開催することを予定しております。

(1)基準日 平成22年10月13日(水曜日)

(2)公告日 平成22年9月22日(水曜日)

(3)公告方法 電子公告(当社ホームページに掲載いたします。)

<http://www.nifs.co.jp/ir/koukoku/pdf/20100922k.pdf>

2. 本株主総会の日程・付議議案等について

本株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案等につきましては、決定し次第改めてお知らせいたします。

なお、平成22年8月12日付で開示しました「株式会社ティ・エフ・ダブリュによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は、本臨時株主総会において、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を種類株式発行会社(会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。)とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社が全部取得条項が付された当社普通株式の全部(当社が所有する自己株式を除きます。)の取得と引換えに普通株式とは別の種類の当社株式を交付すること(ただし、交付する別の種類の当社株式について、上場申請を行わない予定です。)等の議案を付議する予定です。本臨時株主総会において上記①の議案が決議されますと、当社は種類株式発行会社となりますので、上記②の定款変更を行うためには、本臨時株主総会における決議のほか、会社法第111条第2項第1号により、当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要になります。そこで、当社は、本臨時株主総会と併せて、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日も設定しております。

以 上